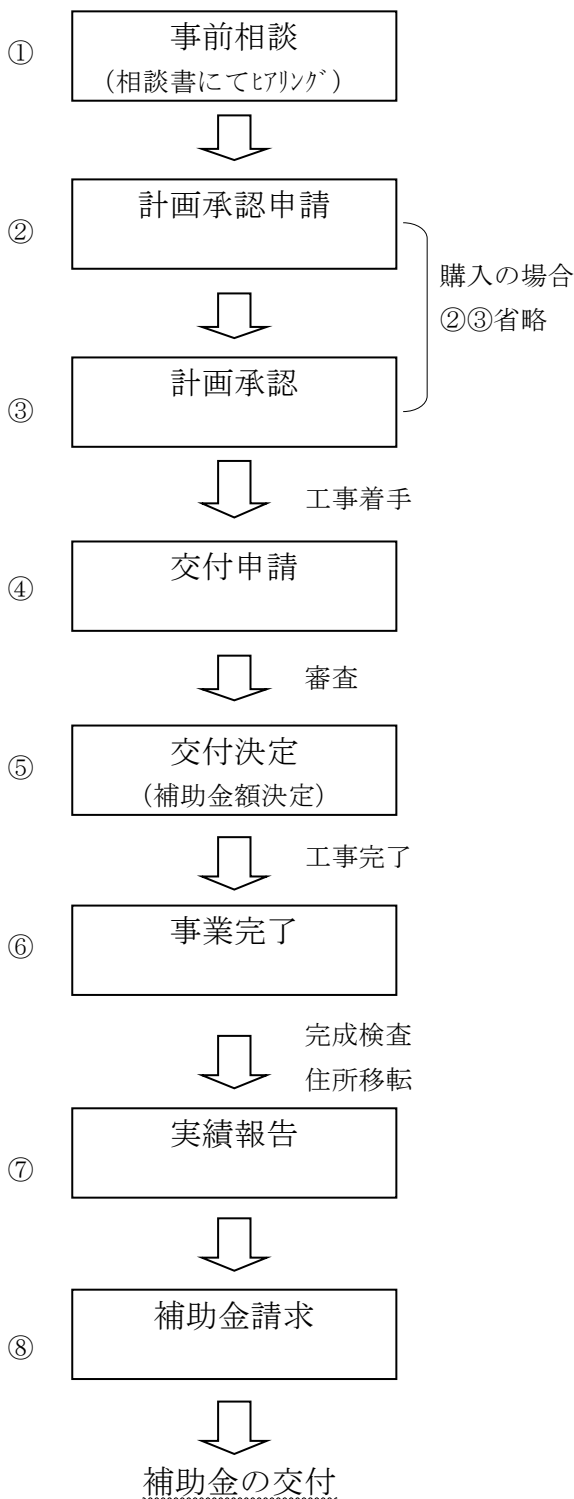


# 入善町住まい・まちづくり推進事業

## 安心定住促進事業手続き フローチャート



- 申し込み条件
  - ・同居は2親等、近居は1親等以内であること。
  - ・これから、同居・近居しようとする者、若しくは現在既に同居を始めているが、1年未満であること。
- 提出書類 ②について
  - ・計画承認申請書 (様式第1号)
  - ・補助対象費が計算できる書類 (見積書等)
  - ・建物及び土地の位置図並びに現況写真
- 提出書類 ④について
  - ・補助金交付申請書 (様式第3号)
  - ・工事(売買)契約書
  - ・親族関係がわかる書面の写し (戸籍の謄本、住民票の写し等)
  - ・転入者世帯及び同居・近居先世帯全員の納税証明書又は非課税証明書 (※高校生以下を除く)
  - ・町外者が申請する場合は、町外に3年以上住所を有していたことがわかる書面の写し (戸籍の附票、住民票の写し等)
  - ・子育て世帯は、中学3年生以下の子どもがいることがわかる書面の写し (住民票の写し等)
- 提出書類 ⑥について
  - ・事業完了届 (様式第5号)
  - ・着工前、完成写真 (増築・改修前と同アングル撮影)
- 提出書類 ⑦について
  - ・実績報告書 (様式第6号)
  - ・補助金請求書 (様式第7号)
  - ・収支計算書 (支払い状況がわかる書面の写し)
  - ・住所移転後住民票
  - ・検査済証の写し (確認申請提出物件)
  - ・補助金振込先がわかるもの(通帳のコピーなど)

**※以下の場合において、補助金の交付決定の取消し、又は補助金の返還となります。**

- (1) 偽りその他不正な手段により申請し交付を受けたとき。
- (2) 工事において建築基準法違反等の不正があったとき。
- (3) 補助金の交付決定日から5年以内に転居したとき。